

児童扶養手当などの 現況届の提出は、期限内に

母子家庭などに支給される「児童扶養手当」、または心身障害児を養育している人に支給される「特別児童扶養手当」を受給している人は、現況届を提出してください。

この届けは、八月以降の手当を引き続き受けるために必要なものです。期限までに必ず提出してください。

児童扶養手当

受付期間

8月1日(金)～29日(金)

次の児童を養育している人に支給されます。

- ① 父母が離婚
- ② 父が死亡
- ③ 父に重度の障害がある
- ④ 父の生死が明らかでない
- ⑤ 父に引き続き1年以上遺棄されている
- ⑥ 未婚で出生 など

ただし、平成15年4月1日現在で支給要件に該当してから5年が経過している人、年金を受給している人、児童が



児童扶養手当などの現況届は期限内に提出してください

年金の加算の対象となっていない人などは該当しません。

■ 提出先 児童家庭課(本庁舎2階・☎20-3179)

特別児童扶養手当

受付期間

8月11日(月)～9月10日(水)

20歳未満の身体障害児(身体障害者手帳1～3級程度)、または知的障害児(中程度以上の障害)を養育している人

■ 提出先 生活福祉課(本庁舎1階・☎20-3181)

もりした 森下 つぐたけ 嗣威

Vol. 05 整形外科副部長

医療通信

市立病院提供

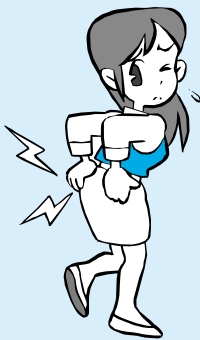


腰痛

“立って歩く”という最も基本的な動作をするうえで、腰は“からだのかなめ”と言われるように非常に大切な役目をします。腰が痛い、生活に大きな障害が出るわけですが、腰痛に悩んでいる人は非常に多くおられます。その原因を調べ、治療し、できるだけ痛みを取ることで快適な生活を送りたいものです。

原因は、次の様に大きく3つに分けることができます。

① 姿勢性の腰痛 中腰姿勢を続けると腰が痛くなるように、一部の筋肉に持続的な負担がかかると腰の筋肉が痛み出します。座ってする仕事1つをとっても、いすの高さで全く腰の負担が異なってきますので、注意が必要です。筋肉が衰えても痛くなりやすくなります。



② 器質性の腰痛 背骨の骨、椎間板ついかんばん、椎間関節などの年齢的な変化により、今まで何ともなかったことが腰にこたえたり、時に痛くて動けなくなったりすることがあります。これには変形性腰椎症や腰椎椎間板ヘルニアなどが含まれます。

③ 病気の腰痛 1番心配なのがこの腰痛です。背骨にばい菌ばい菌がついたり、癌が背骨に転移したり、内臓の病気まひに伴って腰痛が出たりします。放っておくと両足が麻痺したり、病気が進行して死に至ることもあります。

いくつかの原因が複合したりして、一般にはなかなかわからない事が多くあります。1つ1つ調べてそれぞれの原因に対する治療をして、はじめて痛みから開放されるものです。自分なりにいろいろ治療しているのになかなか治らない人は、整形外科専門医にご相談ください。

※このコーナーに関してご質問がありましたら、鳥取市立病院統括課へお寄せください。

■問い合わせ先 鳥取市立病院統括課 (☎37-1522)